

都市計画公園及び緑地の変更・廃止(素案)の説明会 議事録(要旨)

日 時:令和3年 11 月9日(火)

19 時 00 分ごろ～19 時 50 分ごろ

場 所:寝屋川市立第四中学校 体育館

参加者:4名(市出席者を除く。)

説明者:寝屋川市2軸化事業本部、都市基盤整備部公園みどり課

1 説明

本市が計画決定権限を有する都市計画公園及び緑地 26 箇所について、大阪府都市計画協会作成の「都市計画公園・緑地(市町村公園)見直しの基本的な考え方」に基づき検討した結果、21 箇所を変更・廃止候補とする素案をとりまとめた。

以上のことに関して、資料に基づき説明を行った。

2 質疑応答等(要旨)

説明の後、以下のとおり質疑応答等があった。

質疑、意見等	市の回答、見解等
都市計画公園の区域はどの範囲か。	資料の 17 ページ以降に各都市計画公園等の計画区域や周辺状況等の詳細を記しています。 例えば、18 ページの大利公園ですが、真ん中の赤で囲んだものが計画区域で、その中の緑色の区域が、現在、公園として利用されている区域になります。 上の表において、計画面積が 0.31ha、開設面積が 0.18ha 等と表記させていただいており、廃

	<p>止・変更候補の全ての都市計画公園及び緑地についてお示ししております。</p> <p>19 ページ(松屋町公園)等、計画区域内に全く緑色の部分がないところについては、計画決定したものの、全て未整備のもので、計画面積 0.25ha、開設面積0ha です。</p>
<p>打上公園について、計画廃止ということは、今あるところはそのまま使えるということか。</p>	<p>資料の 37 ページの打上公園について、赤枠の計画区域が廃止となるということで、緑で着色している箇所が打上公園ですが、この公園自体を廃止するというものではありません。</p> <p>これは、他のすべての都市計画公園・緑地においても同じです。</p>
<p>開設済みの公園については、市の方で維持・管理していくということか。</p>	<p>その通りです。</p>
<p>廃止区域について、市から売り払われる部分もあるのか。</p>	<p>廃止する区域については、ほとんどが住宅や農地等の民有地になっています。</p> <p>一部、市が管理する部分もありますが、売り払うといったことはありません。</p>
<p>「廃止」ということは、なくなるといったイメージであるが、つまりは「現状維持」ということか。</p>	<p>これから公園を広げる、あるいは新たに公園を整備するという計画がありますが、その計画を廃止</p>

	<p>するもので、現在、利用されている公園については、現状維持はもちろん、その質の向上に努めてまいります。</p>
<p>令和6年度から固定資産税等があがるということで理解して良いか。</p>	<p>評価替えの時期(令和6年度)に固定資産税等の見直しが行われることを確認しております。</p>
<p>今回の説明会は、何世帯にお知らせしたのか。</p>	<p>約 900 件です。 今回、4会場で御説明させていただくもので、1会場当たりの案内件数は、200 件強です。</p>
<p>固定資産税等の詳細について、どの程度上がるのか。</p>	<p>固定資産税等については、様々な要素で決定されるものですので、担当部局への確認をお願いします。</p>
<p>都市計画の廃止ということは理解するが、そもそも計画区域に入っていることを知らない。</p>	<p>都市計画は大変重要な計画であるので、計画区域内の土地や建物を所有する際に、必ず、重要事項として、書面等により説明を受けることとなっております。</p>
<p>生産緑地は、何も変わらないのか。</p>	<p>都市計画公園・緑地の廃止・変更がなされても、生産緑地地区を変更するということはありません。</p>